

九重町告示第137号

九重町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年九重町条例第11号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年12月17日

九重町長 日野康志

記

■施設の名称： 宝泉寺交通センター

◎指定管理者に指定した団体

主たる事務所の所在地： 九重町大字田野204番地の1

団体の名称： このえまち総合サービス株式会社

代表者： 代表取締役 吉武 勝広

◎指定の期間： 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで